

10 日常生活支援

ふれあい収集事業

身 知 精



ごみを集積所まで出すことが困難な方のご自宅玄関前等まで回収に伺います。

対象者		利用方法
ひとり暮らし、または同居者全員が自らごみを出すことが困難で、他の者からの支援を得られない市内在住で、次のいずれかに該当する方。 ①身体障害者手帳 1級、2級 ②身体障害者手帳3級かつ視覚障がいまたは肢体不自由な方 ③療育手帳 A 以上 ④精神障害者保健福祉手帳 1級 ⑤65歳以上の要介護1～5		収集日の朝8時までに玄関先等の指定の場所にごみをお出しください。
		収集回数 燃やすごみ…週2回 燃やさないごみ、プラスチック製容器包装類、ペットボトル、資源になるもの…月2回
必要書類	①申請書 ②同意書 ③障害者手帳又は介護保険被保険者証(コピー可)	
窓 口	クリーン推進課(市役所1階) 電話 047-445-1223 FAX 047-445-1400(聴覚・言語障がい者専用)	

車いすの貸出し

車いすを無料で借りることができます。

対象者		貸出期間
次の①～③のすべてに該当する65歳未満の市内在住の方 ①けがや病気等により歩行が困難 ②介護保険や障害者総合支援法等の公的サービスでは車いすを利用できない方 ③在宅生活の方(施設入所中、入院中の方は対象外です)		原則1か月 (延長で最高6か月)
		
その他	・在庫状況の確認ため、事前に下記までご連絡ください。 ・貸出中に車いすの破損や付属品の紛失等があった場合は、修理又は実費弁償が必要です。	
窓 口	障がい福祉課(総合福祉保健センター2階) 電話 047-445-1305 FAX 047-443-2233(聴覚・言語障がい者専用)	

車いすの貸出し(緊急車いす貸し出し事業)

車いすを無料で3か月間まで借りることができます。

対象者		貸出期間
次の①～②どちらにも該当する方 ①けがや病気等により一時的に車椅子の使用が必要 ②介護保険で車いすを利用できない方		最高3か月
		
手続きの流れ	① 電話で在庫状況を確認する。(申請者→協会) ② 申請書を提出する。(申請者→協会) ③ 協会まで受け取りに行く。身分証明書(免許証等)の提示。(申請者→協会)	
その他	貸出中に車いすの破損や付属品の紛失等があった場合は、修理又は実費弁償が必要です。	
窓 口	(公財)千葉県肢体不自由児協会 電話 043-245-1732 FAX 043-245-1742 〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター3階	

ゆうあい号(リフト付き自動車)の貸出し市

身 知 精 難

車いすのままで乗降できるリフト付きワゴン車を借りることができます。

対象者	貸出期間	利用料
市内にお住まいの身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者その他の <u>車いすを必要とする方</u> ※運転者は原則、利用者が依頼した方	1回3日間以内月4回限度 ※年末年始、身体障がい者福祉センター事業に使用する日を除く	無料 ※ただし、運行に要した燃料、有料道路等は自己負担となります。また、第三者に対し生じた損害賠償等の責任は利用者及び運転者の負担となる場合があります
利用目的	・公共機関または施設等、医療機関への通院への送迎 ・市または福祉団体等が主催する事業への参加 ・スポーツ、レクリエーション等の心身の健康増進を目的とするもの 等	
申込期間	利用希望日の30日前から前日までに(なるべく早急に)申請	
利用方法	① 身体障がい者福祉センターに電話で車両の空状況を確認 ② 「ゆうあい号利用申請書」「誓約書」に運転者の運転免許証の写しを添付して提出(ダウンロード可) ③ 利用後は「利用報告書」を記載し、燃料の領収書を添付して提出	
その他	乗車定員8人(6人(運転席含む)+車いす2台)	
窓 口	身体障がい者福祉センター(総合福祉保健センター5階) 電話 047-445-1543	

図書等の宅配サービス 市

身 知 精

ご希望の図書・雑誌・視聴覚資料を図書館職員がご自宅まで宅配します。

対象者	貸出期間	宅配日
市内在住で、次に該当する方 1 身体障害者手帳所持者で次のいずれかに該当する方 視覚障がい1～3級、聴覚障がい2級、肢体不自由1～3級、内臓・免疫機能障がい1,2級 2 療育手帳所持者 A以上 3 精神障害者保健福祉手帳所持者 1級 4 要介護1～5 5 館長が必要と認めた方	2週間	毎週水曜日の午後 (休館日、祝日を除く)
必要書類	①障がい者サービス申込書 ②利用者カード ③障害者手帳又は介護保険被保険者証 ④本人確認書類(運転免許証・保険証など)	
利用方法	ご希望の図書等のタイトルと著者名を鎌ケ谷市立図書館までご連絡ください。資料の準備ができ次第、宅配日の確認を行い、資料をお届けします。	
窓 口	鎌ケ谷市立図書館 鎌ケ谷市中央1-8-35 電話 047-443-4946 FAX 047-498-5191	

ストラップ型ヘルプマーク、ヘルプカード、ヘルプシール



障がい等により支援や配慮を必要としていることが外見からはわからない方が、周囲の人に知らせるためのものです。

対象者	・外見からは援助等を必要としていることが分かりにくい方(義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方、認知症の方、など) ・視覚障がいや聴覚障がい等の状況把握が難しい方 など
配布場所	障がい福祉課(総合福祉保健センター2階) ※数に限りがあります。また、郵送配布は行っていません。
お問合せ	障がい福祉課(総合福祉保健センター2階) 電話 047-445-1305 FAX 047-443-2233(聴覚・言語障がい者専用) 千葉県 障害者福祉推進課 電話 043-223-2340 FAX 043-221-3977



目次	1 制度一覧
2 障害者手帳	3 障害福祉サービス
4 補装具	5 日常生活用具
6 手当・年金等	7 医療
8 税金・公共料金	9 交通機関、自動車
10 日常生活支援	11 障がい別支援 視覚
12 障がい別支援 聴覚	13 就労支援
14 選挙	15 相談
16 施設	17 関係機関
18 シンボルマーク	19 マナーガイド

社会福祉協議会事業

●日常生活自立支援事業

日常生活を送るうえで、福祉サービスを利用したり、毎日の生活に欠かせないお金の出し入れが困難な方が安心して生活できるように支援する福祉サービスです。

対象者	・障がいのある方又は高齢の方で、日常の金銭管理や財産の保全などに不安がある方 ・利用に必要な契約の内容が理解できる方
内 容	判断能力が十分でない高齢者や障がいのある方へ、適切な福祉サービスを利用するための手続きや、毎日の生活に欠かせないお金の出し入れのお手伝いをします。 福祉サービス利用援助 福祉サービスの情報提供や助言を行います。また利用や辞めるために必要なことを一緒に考えながら手続きをします。 財産管理サービス 医療費、税金、公共料金などの支払いや日常生活に必要な預金の出し入れのお手伝いをします。 財産保全サービス 大切な財産を金融機関の貸金庫に保管します。(預貯金の通帳、保険証書、不動産権利書、契約書、実印など)
利用料	●年会費 3,600 円(月額 300 円) ●利用料 1,000 円以上 ●財産保全料 3,000 円(月額 250 円) ※生活保護世帯は無料
窓 口	鎌ヶ谷市社会福祉協議会(総合福祉保健センター5階) 電話 047-444-2231

●その他事業

ふれあいサービス	市内にお住いの高齢者や障がいのある方、子育て世帯の方等が日常生活でお困りの時、「利用会員」となり、地域の中から参加した「協力会員」が家事支援・介助などのサービスを有料で提供する会員制・相互扶助の福祉サービスです。(年会費 1,000 円)
資金貸付事業	一時的に所得が少なく生活が困っている世帯などに、その世帯の経済的な自立と生活の安定を図るため、資金の貸付と相談に応じます。
車いすの貸し出し	通院や買い物、外出のために一時的に車いすが必要となった場合に、無料で最大 1 か月間車いすを貸し出します。
ボランティアセンター	ボランティアコーディネーターがボランティア活動をしたい方、利用したい方の相談に応じています。

ストマ用装具保管事業

市

身

地震等による大規模災害に備えるために、ストマ装具の保管を希望される方に公共機関を保管場所として提供します。

対象者	市内に居住するオストメイト(ストマ造設者)
保管場所	総合福祉保健センター(障がい福祉課) 東部学習センター 北部公民館 くぬぎ山コミュニティセンター
その他	設置場所及び保管数に限りがありますので、調整させていただく場合があります。
お問合せ	障がい福祉課(総合福祉保健センター2 階) 電話 047-445-1305 FAX 047-443-2233(聴覚・言語障がい者専用)